

令和5年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

令和5年2月24日（金）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時25分

(事務局長) すみません。若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。今年は東京都農業委員会・農業者大会が3年ぶりに開催されまして、委員の皆さまも久しぶりにご参加したのではないかと思います。その中で長濱委員さんにつきましては、今日は欠席ですが、企業的農業経営顕彰の部門で東京都農業会議会長賞を受賞されたということで、本当におめでとうございます。また、石井司夫様につきましても、農業功労者賞を贈られましたので、大変おめでたいことだと思っています。本来ですと盛大に皆さまと祝賀会を開くところなのですが、今回また感染症対策が必要な場合があったため中止ということで、来年はぜひできればと思いますので、その時はよろしく願いいたします。それでは、令和5年あきる野市農業委員会2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。先日はお忙しい中、農業者大会にご参加いただきまして、ありがとうございます。今、お話があったようにお二人が受賞されまして、非常におめでたいことでございます。また、2月24日と言うと、去年ロシアがウクライナへ侵攻しまして、ちょうど1年経ったのですが、その影響もあったのか、かなり物価が高騰しておりまして、食料品は当たり前のように上がっていきまして、燃料等もかなり上がっていきまして、あきる野市としましては、燃料費等高騰対策事業がありまして、かなり経営の助けになったと思います。今日はご本人をお呼びしている案件がありますので、ぜひ意見を言っていただきたいと思います。では、本日もよろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、1月30日に開催された「西多摩地方農業委員会連合会視察研修」に私と事務局次長の2名が出席いたしました。また、2月16日に「第64回東京都農業委員会・農業者大会」が開催され、多数の委員にご出席いただきました。お忙しいところ、ありがとうございます。今年度はあきる野市から、長濱委員と奥様の美矢子さんが「企業的農業経営顕彰」、石井司夫さんが「農業功労者」として表彰されました。おめでとうございました。諸報告は以上です。本日の署名委員は栗原委員と嶋崎委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、長濱委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。議事に先立ちまして、前回の総会議案「第1号議案、收受118、農地法第3条の規定による許可申請の許可」について、経過の報告がございますので、事務局、説明願います。

(事務局) はい。前回の総会でお諮りいたしました、農地法第3条の規定による許可申請について、経過の報告をいたします。総会のごございました1月25日に〇〇〇氏にご連絡し、現在所有している農地全ての営農計画をしっかりと定めて、書面にて提出するようにと、農業委員会の事務局の方から求めました。記載内容については所有する地番と、今後作付けする予定の作物、

月ごとの作業内容と、あとは出荷先というところを確認するような形で書類を提出するように求めたところ、翌26日に来庁いただきまして、事務局の作成した様式の方をご記入するようにお渡ししたところ、当日中に提出がありました。翌週の月曜日、30日に甲野会長とお会いしまして、営農計画書の内容をご確認いただいた結果、会長より許可に当たるとの判断をいただきましたので、前回の総会でお諮りした、収受118の案件については、1月31日に許可書を交付したものとなります。経過の報告については以上となります。

(議長) この件について、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?それでは議事に入りたいと思います。第1号議案、番号1、及び番号2については、それぞれご本人をお呼びしている案件となります。また、第1号議案、番号1、及び第3号議案、番号1については関連議案となりますので、一括して審議いたします。よろしく申し上げます。それでは、第1号議案、番号1、及び第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和5年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

続きまして、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和5年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、第1号議案、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る2月20日に唐澤委員と事務局2名、計4名で見えてまいりました。地図は6ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

こちらは今、ノラボウが20本ぐらいで、ノラボウの手前は耕耘されていまして。以上です。

(議長) 続きまして、第3号議案、番号1について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。2月20日月曜日、笹本委員と事務局2名、計4名で現地調査に行っていました。地図は同じ6ページで、上の方になります。

(現地案内図 説明)

こちらの畑は周りが家に囲まれていまして、南の方は日当りがかなり悪いというような形で、大体いつも切り花で、北側の日の当たる所を中心に作付けされていたような畑でございました。問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員、田中克博委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますでしょうか?・・・ご本人をお呼びしていますので、ぜひ本人にいろいろ聞いていただきたいと思えます。それでは、適格者証明を受ける〇〇△△さんとご子息の〇〇□□さんをお呼びいたします。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏 入室)

(議長) こんにちは。△△さん、□□さん、本日はお忙しいところご足労いただき、ありがとうございます。早速なのですが、現在までの経営状況や今後の作付け計画や目標などありましたら、簡単にご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇□□氏) はい。●●●地区からまいりました〇〇です。被相続人、〇〇◇◇の配偶者である母と、私は長男になります。よろしく願いいたします。

(〇〇△△氏) よろしく願いいたします。

(〇〇□□氏) 本日は農地の売却と生産緑地の納税猶予を考えております。父が体が不自由になってからは母がメインで農業を続けておりまして、私の方も●●の●●●●●の方で30年程畑作業をしておりますので、今後も変わらず農業を続けていけると考えております。

(議長) はい。分かりました。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございますか?・・・今、お話で、●●●の方でやっていたと。今の、この自宅の畑はなさっていたことはあるのでしょうか?

(〇〇□□氏) はい。メインで母が少し作物を作っておりまして、直売の方に出しておりまして、ここ数年管理の方を私が少し、父の体調が悪くなってから、少し管理に入るようになりました。作物の作付けだけは私がやって、販売の調整などは母がやっております。

(議長) 何かご意見、ご質問ございますか?

(松村委員) 松村と申します。この●●●の方ですが、今後どのような作物を作付けされる予定でしょうか?今、ノラボウがちょっと植わっているだけで、今後はどんな作物を作付けされるのでしょうか?

(〇〇□□氏) はい。菊の切り花が年間通じてずっと植わっている状態です。あと、この春から考えているのはサトイモ、ネギなどを考えております。あとは・・・

(〇〇△△氏) そうですね。ジャガイモとか、いろいろまだ、お花もやりたいし、今のノラボウとかエンドウを作って、他の畑にも作ってあるんですけど、これから少しずついろいろやっていきたいと思っております。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか?

(笹本委員) 草花の笹本です。今回の案件と直接関係ない部分でもあるんですけど、被相続人の耕作面積がかなり広くて、今回かかっている面積から差し引いても大体●ヘクタールぐらいあるんですけど、そちらは生産緑地ではなく調整区域の畑としてお持ちということですか?そうなると、かなり面積が多いので、実際お仕事されながら耕作するのはどうなのかな?とちょっと不安になったもので。

(〇〇□□氏) 私は3人兄弟なので、今回で少し農地が、本家としては少しなくなるのと、あとは栗林がいくつかあるので、草管理をしっかりとやりたいと思っております。あとは貸していたりとか・・・

(〇〇△△氏) あの、親戚へ貸してある畑があるんですね。それで栗畑とかありますけど、私が草がひどくならないように管理しています。だから畑の方はきれいにはなっています。

(笹本委員) 分かりました。では引き続き頑張って管理していただいて、貸している畑があるということなので、制度自体はご存知だと思うのですが、あきる野市内でも若い新規の就農の方が

一生懸命頑張ってくださいますので、もし手が回らないようなことがあったら、そちらにお任せするというのも考えていただけると、我々としては助かります。よろしく願います。

(〇〇△△氏) はい。ありがとうございます。その時にはよろしく願います。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) 1つ、いいですか？すみません。瀬戸岡の田中です。一応お持ちの農業機械等、教えていただきたいんですけど。

(〇〇□□氏) はい。父が使っていたトラクターが1台、ハンマーナイフモアが大・小1台ずつ、管理機が2台、マルチャー付きと、私が新しく買ったものが1台です。一応、父が使っていたもので大分古くなっているので、私がトラクターとハンマーナイフは更新しようかなと思っています。

(田中克博委員) はい。ありがとうございます。あの、笹本委員からもお話がありましたが、全体的な面積が多いので、今回の案件以外の畑もご家族皆さんで上手に割り振って管理していただくように、よろしく願います。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、納税猶予は税金が安くなるという制度ではないので。安くはなるのですが、それが目的の制度ではありませんので、ぜひ畑として適正に管理していただいて、これからも農業を続けていっていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇□□氏) どうもありがとうございました。

(〇〇△△氏) ありがとうございます。失礼いたします。

(〇〇△△氏・〇〇□□氏 退室)

(議長) 他にご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

(笹本委員) あの、すみません、いいですか？何か、畑を貸していると今、奥さんがおっしゃっていたのですが、貸借を結んでいる場合は、この耕作地の数字も減るのですか？

(事務局長) 経営面積で行っていますので、正式に農業委員会を通して貸している所は、農家台帳の方では借りている方に面積が足されていますので、貸している方は減っています。

(笹本委員) ということは、正式ではなく貸しているか、もしくは貸した結果こうなっているかのどちらかですよ？

(事務局長) 今回は借りている方が親戚の方なので。

(笹本委員) あ、親戚と言ってたんですね。良く聞こえなくて、すみません。

(議長) 親戚まではどうにか大丈夫なんですよ。

(事務局長) 2親等までなら、大丈夫なので。

(笹本委員) 分かりました。ちょっとそこを聞き逃していました。

(議長) 他にご質問ございますか？よろしいでしょうか？・・・それでは、各議案ごとにお諮りいたします。まず第1号議案、番号1について、〇〇△△さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1について、〇〇◇◇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ござい

ませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第1号議案、番号2についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和5年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る2月20日に事務局1名と嶋崎委員の3名で現地を確認しました。場所につきましては、7ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

5筆畑がありますけれども、一体的に栗林になっております。栗のイガなどもなく、きれいな状態です。相続人である〇〇〇〇さんはファーマーズセンターの会員でもあり、古くから梨を中心に栗や野菜を出荷されておりますので、問題はないかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますでしょうか?・・・一応本人がいらっしゃいますので、ぜひ質問があればお願いいたします。それではお呼びいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) よろしくお願います。

(議長) 本日はありがとうございます。早速なのですが、現在までの経営状況やこれから先の計画や目標などありましたら、説明していただきたいと思えます。

(〇〇氏) はい。3年程前から環境が変わりまして、研修生が来て、その最後の方で家族が次々に体調を壊したり、入院したり、骨折したりしまして、基本的にはほとんど一人で回しているのですが、昨年の半ば頃からおばさん達数人が応援に来てくれるという形で、ただあまり農業に慣れてないので、こうやっていただきたいと一緒にやりながら、家庭菜園のような状況に半分なって、一応現状では梨の抜根作業、ワイヤー切りとか、枝切りとかをやっていただいて、ほとんど一人で回しております。今回の圃場は●●●●●沿いで、秋川の●●●の直売所を運営しておりました。この圃場に隣接した南側の畑が母親の持分です。現状ではそこも全部含めて栗畑です。大きい種類が3種類ぐらいで、あとは小さい栗が多いので、それは切って抜根して、大粒の栗に変えてやればなと考えています。以上です。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?では、本日はお忙しいところありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。すみません。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 退室されましたが、何かございますか？

それでは、ないようですので、第1号議案、番号2について、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。去る20日に田中克博委員と事務局2名で現地を見てまいりました。まずは、8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの畑は区画割りされていて、全体的にはきれいに耕作をしている状態になっていました。草も特にない状態です。多分別々の方々が作業をされているようなのですが、私の父がご本人だと言っている方が時々全体的な作業をしているので、作業の監督、管理はご本人がされているのではないかと、言っておりました。次は9ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらは年1回の調査でも毎回草だらけになっている畑ではあったのですが、今回はきれいに草が刈られていて、今は特に問題のない状態になっておりました。以上となります。よろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と笹本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。

令和5年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。2月20日に松村委員、事務局2名と私と計4名で見てまいりました。地図は10ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地はきれいに堆肥が蒔かれ、耕耘されておりました。ちょうど現地調査に行った時に〇〇さんの息子さんが堆肥を蒔いていました。今日見たところ、きれいに耕耘されておりました。ニンニクを作付けするということを聞いております。以上です。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会2月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、3月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時17分